

京都市交通局会計事務取扱細則の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

京都市公営企業管理者  
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第23号

京都市交通局会計事務取扱細則の一部を改正する規程

京都市交通局会計事務取扱細則の一部を次のように改正する。

第33条中「企画総務部財務課長（以下「財務課長」という。）」を「企画総務部総務課長」に改める。

第34条第2号を次のように改める。

(2) 印影は明瞭であること。

第36条第2項中「財務課長」を「企画総務部財務課長（以下「財務課長」という。）」に改める。

第40条第3項中「財務課長」を「企画総務部営業推進課長（以下「営業推進課長」という。）」に改める。

第49条第2項中「財務課長」を「営業推進課長」に改める。

第76条中「営業推進室長」を「企画総務部営業調査課長」に改める。

第77条第1項中「財務課長」を「営業推進課長」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)